

○青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則

昭和60年2月12日公安委員会規則第2号

改正

平成11年1月公安委員会規則第1号

平成17年4月公安委員会規則第8号

平成28年3月公安委員会規則第2号

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則をここに公布する。

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則

青森県風俗営業等取締法施行規則(昭和34年4月青森県公安委員会規則第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年12月青森県条例第44号。以下「条例」という。)の規定に基づき、風俗営業の営業所の設置を制限する地域、午前1時まで風俗営業を営むことが許容される地域及び店舗型性風俗特殊営業の禁止地域に関し、必要な事項を定めるものとする。

(風俗営業の営業所の設置を制限する地域の特例)

第2条 条例第3条第1項第1号の公安委員会規則で定める地域は、別表第1のとおりとする。

(午前1時まで風俗営業を営むことが許容される地域)

第3条 条例第4条第4項で定める別表第2の公安委員会規則で定める地域は、別表第2のとおりとする。

(店舗型性風俗特殊営業の禁止地域の特例)

第4条 条例第10条で定める別表第5及び別表第6の公安委員会規則で定める温泉観光地は、別表第3のとおりとする。

附 則

この規則は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則 (平成17年公安委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年公安委員会規則第2号)

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

地域
青森市のうち、長島3丁目(20番地に限る。)、長島4丁目(1番地、3番地、11番地、12番地、13番地、14番地、23番地に限る。)、中央1丁目(5番地、6番地、7番地に限る。)、中央2丁目(1番地、4番地に限る。)、橋本2丁目(3番地、4番地、8番地、11番地に限る。)及び橋本3丁目(2番地、19番地、20番地に限る。)の区域

別表第2 (第3条関係)

地域
青森市の商業地域(青森市浪岡の商業地域を除く。)、弘前市の商業地域(弘前市大字高崎2丁目、大字城東北3丁目及び大字城東中央3丁目の商業地域を除く。)、八戸市の商業地域(八戸市大字湊町字本町、大字湊町字柳町、大字湊町字久保、大字鮫町字上鮫、大字鮫町字持越沢、大字鮫町字上手代森、大字鮫町字住吉町、大字沢里字湯浅屋新田、大字根城字白山平、大字田面木字長者森、大字田面木字南沢、一番町1丁目、一番町2丁目、大字市川町字桔梗野及び大字市川町字桔梗野上の商業地域を除く。)、黒石市の商業地域、五所川原市の商業地域、十和田市の商業地域、三沢市の商業地域及びむつ市の商業地域

備考 この表に掲げる商業地域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。

別表第3 (第4条関係)

温泉観光地
南津軽郡大鰐町の商業地域(都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。)

